

「無料法律相談申し込み」について

1, 申込者 吉岡 政昭 (住所: 早来大町 1 4 1 - 4 7。電話22-2419)

2, 相談希望月日

① 第1希望 7月8日(月) 13:30~15:00 保健センター
(高田耕平 弁護士) この日に間に合えば、の話です。

② 第2希望 8月5日(月) 13:30~15:00 保健センター
(不明: 出来れば、実施日近くにまでには、教えて頂きたい)

3, 相談内容

議会の質疑で「質問と答弁」で「法律解釈が違った」ことについてのお尋ね。

4, 「地方自治法180条の5第6項」の解釈について

今年の4月30日の臨時議会において、ある人事の承認問題が審議されました。そのとき、理事者側と質問者の間で、1つの法律に対する『解釈』が議論されました。

その法律名と条文は、「地方自治法180条の5第6項」なのですが、私は同条の「第7項」を含めて、弁護士のご見解と説明を求めたいのです。

小笠原議員発言「私が言っているのは、地方自治法180条の5の第6項なのです。

普通地方公共団体の委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役これらに準ずべき者、支配人及び清算人になることはできない。」って書いてある。

私は本日問題になっているのは、リズム学園と安平町が請負をしているということなのです。(請負関係になるという指摘?・・・吉岡解釈) その請け負いしているところに関係のある方が教育長となることは出来ないので、自治法上の問題で。

及川町長発言「本日付でリズム学園の常務理事、学園長については、退任すると言うことです。そこに関する一切の関係は絶たれる、ということをご理解頂ければと思います。」

(「そこに関する一切の関係は断たれる」とは、「請負関係は一切絶たれる」・・・吉岡が解釈し指摘)

※「網掛け」と「サンダーライン」は、吉岡が発言者の意図を参酌してつけた。

5、吉岡が取りあげる「疑問・質問」

1点目：「地方自治法180条の5の第6項」の趣旨は、町と請負関係にある人物は、教育長になることは出来ない』という理解でよろしいですか？

実は、私もそう思っているのです。

そう思う根拠は、「地方自治法180条の5第6項」と合わせて、同条の「第7項」を含めて考えると一層、その感を強くします。

例えば、『第7項』では、「法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。」とあります。

「その請け負っているところに関係のある方が教育長となることは出来ないのです、自治法上の問題で」との小笠原議員の主張は正しいですね。

2点目：以下の町長発言は、間違っていると思いますが見解を伺います。

「本日付（4月30日付け）でリズム学園の常務理事、学園長については、退任すると言うことです。そこに関する一切の関係は絶たれる」と町長は主張していますが、『退任した翌日』から請負関係は跡形もなく消滅になるという判断は正しいですか？

3点目。このケースの「請負関係」は、補助金を受けている関係からだけでも、双方にとってお互い『利害関係者』と言えるのではありませんか？

「言えない」とする場合の理由は何か、示して頂きたい。

※因みに、『過去3年間に在職したポストの利害関係者は、移動後3年間は「引き続き」利害関係者と見なされる』とあります。

（人事院『倫理法・倫理規程Q & A』）

4点目：利害関係者の定義は8つ（人事院）示されていますが、取りあえず、2つ例を挙げれば十分でしょう。

①許認可の申請等をしようとしている者。許認可等の申請をしている者及び許認可等を受けて事業を行っている者。

②補助金等の交付の申請をしようとしている者、補助金等の交付の申請している者および補助金等の交付を受けている者。

具体例1、安平町は、公私連携幼保連携型認定こども園として「学校法人リズム学園」が運営する学校法人「リズム学園」に対し、早来地区児童福祉複合施設等の敷地、建物を無償貸し付けを行って来た。また、民営化前に園庭の準備に30万5千円。それに研修費として609万円の補助。

具体例 2, 平成 28 年度。こども園開始の時の「認定こども園運営経費」の補助金 1、772 万円。その他の年度、毎年、町からだけの補助金は一般会計から毎年 6 千万円前後の支出になっている。

当然、申請をしたり、交付を受けていることは明らかである。従って、リズム学園の常務理事、学園長と安平町（町長）は、お互い利益関係者ではないのか。

資料

条文は次のようになっております。

第三節 委員会及び委員

第一款 通則

第一百八十条の五

⑥ 普通地方公共団体の委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

⑦ 法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。

⑧ 第一百四十三条第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

請負関係:

請負関係は、ある組織が別の組織に仕事を委託する関係。

その実体が単なる売買契約と解される限りは、法 180 条の 5 にいう請負には該当しない。

『請負に該当するものは、当該地方公共団体との取引契約が、一定の時間的継続性や反復性を有するものであると解される。』

（「地方議会に関する地方自治法の解釈等について」

『行政通知の読み方・使い方』解説：藤村 直樹

利害関係者:

利害関係者とは、ある決定や活動に影響を与えるか、その影響を受けると認識されている個人や組織を指します。

